

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と幌加内町（以下「乙」という。）は、平成23年9月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、平成31年4月1日から適用する。

原協定別表第1中2 福祉、3 教育及び4 産業振興の表を次のように改める。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。
福祉体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域福祉体制の充実を図る。また、障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センター等の広域利用を推進する。さらに、福祉人材の育成・確保を推進する。
	甲の役割	乙と連携して名寄市こども発達支援センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、地域活動支援センター及び基幹相談支援センター等の広域利用を推進する。また、福祉人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる福祉施設、

		名寄市立大学等の施設整備を行う。
	乙の役割	甲が設置する名寄市こども発達支援センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センター及び基幹相談支援センター等の広域利用を推進する。また、福祉施設、名寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力する。
権利擁護支援の推進	取組の内容	圏域における認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方に対して、地域で安心して尊厳ある生活ができるよう成年後見制度（後見・保佐・補助をいう。）の総合的な利用促進を図る。
	甲の役割	権利擁護機能の充実を図るため、乙と連携して圏域の権利擁護支援体制を整備するとともに、地域に不足する弁護士等の専門職後見人に代わる、後見業務を担える体制の整備を推進する。
	乙の役割	甲が実施する、権利擁護機関の運営に必要な協力と応分の経費を負担すると共に、連携して広域利用を推進する。また、各市町の社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業から成年後見制度利用支援まで、切れ目のない権利擁護支援を行う。

3 教育

生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等
-----------	-------	---

		の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

4 産業振興

地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。

スポーツによるまちづくりの推進	取組の内容	圏域の自然環境及び施設環境を活かし、広域でのスポーツによるまちづくりを推進するため、スポーツ合宿・大会誘致等による圏域の交流人口及び関係人口の拡大並びにジュニア世代の育成強化やコーチの養成等の人材育成を推進する。
	甲の役割	スポーツイベント情報の集約・発信、スポーツ施設の広域的活用及びスポーツ合宿・大会の誘致等により圏域の振興を図る。また、スポーツコミッション等の運営、名寄市立大学の活用によりコーチ・ジュニア選手等の人材育成やデータ分析により得られた情報の提供を行う。
	乙の役割	圏域スポーツイベント情報の住民への周知を図る等、圏域のスポーツによる地域振興に資する取組を推進する。また、甲が分析した情報を活用した人材育成や甲と連携して人材・施設の相互活用を促進する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活

用を図る。

原協定別表第2中3 地域内外の住民との交流・移住促進の表の次に次のように加える。

4 圏域生活基盤維持対策

物流網効率化の推進	取組の内容	積雪、広域分散型などの地域特性、片荷輸送の問題及びドライバー不足等により輸送コストの上昇や物流網そのものの維持が困難になってくることも考えられることから、物流網の効率化に向けた取組を行う。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して圏域の物流網の効率化に向けた取組を行う。
	乙の役割	甲と連携して各自治体において物流網の効率化に向けた取組を行う。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月21日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長 加藤 剛 士

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長 牧野 勇 司

乙 雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地
幌加内町
幌加内町長 細川 雅 弘